

青森市サッカー協会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本協会は青森市サッカー協会という。

(事務所)

第2条 本協会は事務局を会長指定のところにおく。

(目的)

第3条 本協会は青森市及びその周辺にあるサッカー団体及び愛好者の連絡をはかりこれを育成して、サッカーによりスポーツ精神の涵養と健康の維持増進につとめることを目的とする。

本協会は、一般社団法人青森県サッカー協会に加盟する。

(事業)

第4条 本協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大会の開催
- (2) 競技技術の指導
- (3) サッカーの普及奨励
- (4) その他目的達成に必要な事業

第2章 組 織

(協会の構成)

第5条 本協会は加盟チーム及び本会の趣旨に賛同する個人で組織する。

(入会)

第6条 本協会に加盟するチームは会員名簿及び事務所、代表者氏名を記載した書類（個人は住所氏名）を添えて会長あてに申し込む。

(報告事項)

第7条 各加盟チーム及び個人加盟者は年度始めに次の事項を報告する。

- (1) 会員名簿及び事務所、代表者の異動の有無。（個人は住所氏名の報告など。）

(登録)

第8条 各加盟チームは青森市サッカー協会に登録し、毎年別に定める負担金を納入する。

第3章 役 員

(役員の設定)

第9条 本協会に次の役員をおき任期を2カ年とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 2名（内1名は事務局長を兼ねる。）
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名

このほか必要あるときは、名誉会長及び顧問をおくことができる。

(役員を選任及び職務)

第10条 会長及び副会長は理事会で推戴し、会長は本会を代表して会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の指名により、内1名がその職務を代理する。
- 3 理事は総会で選任し本会の意志を決定する。

- 4 理事長、副理事長は理事の互選とし、理事長は理事会を代表して会務を処理する。
- 5 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代理する。
- 6 会計は理事の中から会長が委嘱し本会の財務を担当する。
- 7 幹事は総会で選任し本会の会計を監査する。
- 8 名誉会長、顧問は理事会で推戴し本会の諮問に応じる。

第4章 会議

(会議)

第11条 本協会の会議は、総会と理事会及び運営委員会がある。

(総会)

第12条 総会は毎年4月に開催し、事業計画並びに予算及び決算の承認、理事、監事（2年毎）の選出その他重要事項を審議する。

2 総会は加盟チームより選出された代議員と会長、副会長、理事長、副理事長、理事をもって構成する。

3 必要があるときは臨時に総会を招集することができる。

(理事会)

第13条 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、理事で構成し、4月と3月に定例会を開催し本会の事業その他重要事項を審議する。

2 必要があるときは臨時に理事会を招集することができる。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は会長、副会長、理事長、副理事長で構成し、必要に応じて会長が招集する。

(議決権)

第15条 会議の議決権は、各1票とし審議で議決することができる。

(会議の議長)

第16条 会議の議長は出席会員より選出し、議決は出席会員の過半数の賛同で決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第17条 本協会は事業運営のため次の専門委員会を置く。なお必要に応じて他の専門委員会を置くことができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 1種委員会
- (3) 2種委員会
- (4) 3種委員会
- (5) 4種委員会
- (6) 審判委員会
- (7) 技術委員会
- (8) シニア委員会
- (9) 女子委員会
- (10) 規律委員会
- (11) キッズ委員会
- (12) クラブユース委員会

(専門委員長)

第18条 専門委員長は会長が委嘱し任期を2ケ年とする。

(専門委員会の規定)

第19条 専門委員会の規定は別に定める。

第6章 会計

(事業年度)

第20条 本協会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の支弁)

第21条 本会の経費は下記によって支弁する。

- (1) 加盟チームの負担金
- (2) 役員の分担金
- (3) 上部団体その他の補助金
- (4) 一般寄付金
- (5) その他の収入

2 加盟チームの負担金及び役員の分担金の額は別に定める。

(予算及び決算)

第22条 本協会の予算及び決算は総会の承認を受けること。

第7章 その他

(会則の変更)

第23条 本協会会則の変更は総会の承認を必要とし、必要な細則は会長が定める。

昭和59年4月13日改正

昭和60年4月13日一部改正

平成6年4月8日一部改正

平成8年4月6日一部改正

平成13年4月10日一部改正

平成15年4月17日一部改正

平成17年4月10日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成28年4月3日一部改正